

8月  
から

# 対象となる方の 下水道受益者負担金の納付が始まります

下水道は、生活環境や地域環境の向上に大きな役割を果たし、快適性や利便性、資産価値を高めませんが、その整備には多額の費用がかかります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に、下水道建設費の一部をご負担いただき、国の補助金や皆さんからの税金とともに、下水道の一層の整備促進を図るための財源に充てる制度を「受益者負担金制度」といいます。

納付対象者は、令和3年度新規賦課地域の方と平成29年度以降分割納付いただいている方です。

## 下水道受益者負担金の納付について

下水道受益者負担金は、下水道への接続の有無にかかわらず、供用が開始された区域に土地を所有または借りている方に納めていただくようになります。

対象となる方には7月中旬に納付書を発送します。また、口座振替もご利用いただけますので、ご希望の方は、建設課下水道係へお申込みください。なお、口座振替の手続きができていないか不明な場合などもお問い合わせください。

### 納期限と口座振替日

納付月	納期限	口座振替日
8月	8月31日(火)	8月25日(水)
10月	11月1日(月)	10月26日(火)
12月	12月27日(月)	12月27日(月)
2月	令和4年2月28日(月)	令和4年2月25日(金)

### 負担金の計算方法は

一つの敷地にかかる負担金は、均等割の193,000円に、1㎡につき350円の面積割を加えた合算額となります。(左記計算例参照)

一つの敷地とは、土地の筆が複数でも、道や水路などで分断されず、一つの区画を形成している一団の土地をいいます。

負担金の納付は5年間で20回の分割納付です。

【前納報奨金制度】  
負担金は前納することもでき、前納の回数に応じて報奨金が交付されます。(左記計算例参照)

### ◎問い合わせ先

建設課下水道係  
☎82-3111  
(内線170・179)  
直通75-6208

### □ 受益者負担金の計算例 □

敷地の面積が330㎡(約100坪)の場合

均等割	193,000円
+ 面積割(330㎡×350円)	115,500円
= 受益者負担金	308,500円

#### ①分割納付の場合

308,500円÷20回＝	15,425円
(100円未満の端数は第1期に合算します)	
第1期……………	15,900円
第2期～20期……………	各15,400円

#### ②第1期に一括納付する場合

15,400円×19回×11%＝	32,186円
前納報奨金額……………	32,100円
(100円未満切捨)	
納付額は……………	308,500円－32,100円
=	276,400円

前納報奨金があります!

下水道排水設備工事  
責任技術者更新講習・  
資格認定共通試験

### 【更新講習】

日時 9月7日(火)・8日(水)  
午後1時30分～3時30分  
会場 長野市若里市民文化ホール

### 【責任技術者資格認定共通試験】

日時 11月20日(土)  
会場 松本市総合社会福祉センター  
または松本市松南地区公民館  
申込期間 8月23日(月)～9月17日(金)

※希望者には受験講習もありません。

詳しくは、(公財)長野県下水道公社ホームページをご覧ください。

### ◎申込・問い合わせ先

(公財)長野県下水道公社  
☎026-2332-2337